

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目細)	概算要求額(単位:千円)	管提案番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1210010	博多港国際旅客ターミナルおよび交通広場等の施設改修・交通拠点機能強化等	みなと振興交付金交付要領	知恵と工夫をこらし地域の活性化に寄与するみなとの振興を図る港湾所在市町村等の取組を支援するものとして、平成19年度に「みなと振興交付金」を創設。「みなと振興交付金」は、岸壁や緑地といった港湾施設の整備に加え、地域が提案する幅広い事業が支援対象となっている。	D	「みなと振興交付金」における提案事業としては、各地域から旅客待合施設等の整備や港湾空間のバリアフリー化等の提案がこれまでにあり、港湾施設の整備と相まってみなとの振興に不可欠な事業であればこのような事業でも対象となる。	(項)海上物流基盤強化等港湾事業費 (目)みなと振興交付金	150,000	1 1 8 7 0 1 0	博多港国際旅客ターミナルおよび交通広場等の施設改修・交通拠点機能強化等	【内容】 ・博多港国際旅客ターミナルの施設改修等における交付金制度の適用範囲の拡大 ・交通広場等の交通拠点機能の強化における交付金制度の適用範囲の拡大	【実施内容】 ・現在、国際旅客ターミナルおよび交通広場の施設整備については、起債(機能債)での整備手法しか無いが、このアジア・ゲートウェイにおける日本の海の玄関口としての基幹施設となるこれらの施設整備についても国の支援制度をお願いするもの。 【提案理由】 ・現博多港国際旅客ターミナルおよび交通広場については、旅客数が平成5年に開業時の約8倍となっており、人流の海の玄関口としての機能強化が急務であるため。	福岡県	福岡市	国土交通省
1210020	区画道路整備への支援	港湾法第43条、第52条	特に必要があると認めるときは、予算の範囲内で、一般公衆の利用に供する目的で港湾管理者のする港湾工事の費用に対し、補助することができる。臨港交通施設の建設又は改良が対象となっている。	B-1	高規格コンテナターミナルと一体となってコンテナターミナルの機能を強化・補充する、高度で大規模な物流拠点を形成するための施策において、一体として機能する臨港道路(区画道路)の整備について要求を検討中。	社会資本整備事業特別会計 港湾助定 (項)港湾事業費 (目)直轄港湾改修費 (目)港湾改修費補助 (項)北海道港湾事業費 (目)直轄港湾改修費 (目)港湾改修費補助 (項)沖縄港湾事業費 (目)直轄港湾改修費	274,000,000 の内数	1 1 8 7 1 4 0	区画道路整備への支援	特区内の区画道路における道路整備への国費支援	【実施内容】 ・現在、市単独費(港湾特区)で整備を行っている区画道路整備への国費等の支援 【提案理由】 ・高規格コンテナターミナル背後の区画道路整備については、高規格な整備が求められるものの補助の対象となっておらず、港湾管理者にとって多大な負担となっているため。	福岡県	福岡市	国土交通省
1210030	地下埋設物整備への支援	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第2条	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(以下「特措法」という。)は、第2条第1項において、対象とする「道路」を道路法による道路と定義しており、臨港道路には適用されない。そのため、特措法第2条に規定する国の負担又は補助は、臨港道路には適用されない。ただし、公益物件を設けようとする公益事業者と港湾管理者の間で費用案分等について特措法に準じて事業を行う合意が整っている場合は、現行の港湾整備事業においても、特措法と同等の補助を受けることが可能である。	D	臨港道路は特措法の対象とはなっていないが、公益物件を設けようとする公益事業者と港湾管理者の間で費用案分等について特措法に準じて事業を行う合意が整っている場合は、現行の港湾整備事業においても、特措法と同等の補助を受けることが可能である。	社会資本整備事業特別会計 港湾助定 (項)港湾事業費 (目)直轄港湾改修費 (目)港湾改修費補助 (項)北海道港湾事業費 (目)直轄港湾改修費 (目)港湾改修費補助 (項)沖縄港湾事業費 (目)直轄港湾改修費	274,000,000 の内数	1 1 8 7 1 4 1	地下埋設物整備への支援	地下埋設物整備支援の特区内の臨港道路への適用拡大	【実施内容】 ・臨港道路における電線共同溝の整備等に関する特別措置法第2条の適用 【提案理由】 ・博多港においては災害に強いみなとづくりのため、電線類地中化を伴った道路整備を行う必要があるが、現状では「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」(以下、特措法)の適用を受ける道路(道路法上の道路)と比較して特措法の適用を受けることができず、電線事業者に対し応分の費用負担の理解を得られないため。	福岡県	福岡市	国土交通省
1210040	ターミナル運営会社が行う荷役機械等の施設整備、ターミナル機能高度化への支援	平成19年4月2日国港総第1号(港湾機能高度化施設整備事業費補助金交付要綱)	現在、以下の事業を補助対象としている。 ・コンテナ物流円滑化共同利用施設 ・24時間フルオープン支援施設 ・貨物積替円滑化支援施設 ・循環資源取扱支援施設 ・保安・安全向上施設	B-1	特定埠頭の運営事業者(ターミナル運営会社)が自らの資金で整備する荷さばき施設のうち、一定の施設について補助対象とすることを検討	(項)総合的物流体系整備推進調査費 (目)港湾機能高度化施設整備費補助金	952,983	1 1 8 7 1 5 0	ターミナル運営会社が行う荷役機械等の施設整備、ターミナル機能高度化への支援	特定埠頭の荷役施設については、公共で整備し岸壁と一体的に特定埠頭貸付事業者が借り受けるものと、事業者が自らの資金で整備するものがあるが、このうち事業者が自らの資金で整備するもの、およびターミナル機能高度化についての支援	【実施内容】 特定埠頭の運営事業者(ターミナル運営会社)が自らの資金で整備する荷役施設およびターミナル高度化について、以下の支援を講じる。 ・支援制度の創設:国が第3セクター等の事業者に補助している「その他施設整備補助金(国費1/3)」の適用範囲拡大 【提案理由】 博多港では、構造改革特別区域法に基づき、平成16年度より第3セクターを事業者とする特定埠頭運営効率化推進事業(特区事業:平成18年10月より全国展開)を実施しており、特定埠頭において港湾運営を行うにあたっての荷役機械や必要な施設を民間資金でも整備し、民間の活力や創意工夫を生かした柔軟な港湾運営を行っている。 しかしながら、資金の確保等には一定の限界があることから、小口貨物積替円滑化施設の整備に適用されているような「その他施設整備補助金」の適用範囲を拡大することで、運営事業者の自立経営の支援と利用者ニーズへのきめ細やかな対応が図れ、港湾のコスト削減やサービスの充実、国際競争力の強化が期待できることから、当該支援制度の適用範囲の拡大を要望する。	福岡県	福岡市	国土交通省